

玉川上水を

『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』で調べる(二)

角田 清美
山下 哲也

はじめに

先のレポートでは、『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』の執筆者である小島文平および組頭の原半右衛門の紹介、および江戸時代の農民の生活（特に年貢の取立て）について紹介した。その後、小島文平の墓碑が正福寺に安置されている事や、『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』についてすでにいくつかの調査、研究が行われていることがわかったので、塩野適齋著『桑都日記』から小島文平に関する記事を紹介することにする。

小島文平の墓碑

金剛山正福寺は東村山市野口町四丁目六番地にある、臨済宗建長寺派の寺院である。鎌倉時代中期の開山と伝えら

れ、また、山門をくぐった正面には応永十四年（一四〇七）に建立された地藏堂があり、地藏堂は国宝建造物に指定されている。山門を入った左手には、都内最大と言われる全長二・八五メートル、幅五五センチの、貞和五年（一三五九）に造られた大板碑がある。そして山門の左側には、幅約十九・六メートル、奥行約十四・三メートル、面積約二七八・三二平方メートル（約八四・三坪）の小島一家の墓所があり、その右奥には小島文平の墓碑が立っている。

小島一家の墓所は大小十区画に細区分されており、そのうち小島文平の墓碑がある一区画は最も広く、幅約五・六メートル、奥行約七・四メートルで、面積は約四一・四四平方メートル（約十二・六坪）の広さである。ここには全

部で十五の墓碑が建てられており、正面中央に小島文平の墓碑がある。墓碑は二段の基礎とその上位の塔身から成っている。下位の基礎は幅一〇六センチ、奥行九三・七センチ、地面からの比高八・三センチで、上位の台座は幅七五・三センチ、奥行六三・一センチ、比高三五・五センチの大きさである。その上位に乗る塔身は幅四二・二センチ、奥行二四・二センチ、比高九一・四センチで、全体は伊豆石（安山岩）で造られている。

塔身の正面には、家紋（違ひ鷹羽）の下に、

錦光院黙翁唯一居士

と彫られており、また左側面には、

郷土小島文平温之墓碑

孝子小島文平道徳建之

と彫られている。そして背面には、

嗚呼郷土小島君之墓也君姓源氏諱温之字君王號錦野秀名豊平母中邨氏武州多摩郡野口邨之人也明和己丑喪考章親乃襲其祿而補八王子千夫隊乃長學分間計丈之汰於吉川氏皆精其術天明丁未屬隊長而給日光防火使寛政辛亥蒙命而作千夫所住邨落之圖君左準繩右矩而計之明年壬子成而奉之庚申百夫長原君將其屬而役千蝦夷君居東都而與其事先是郷土俸祿授受之際有違式者衆皆患之文化壬申君疏而正之凡六年而復其舊享年五十有八文政戊寅六月十二日卒葬千普桂庵之後園有二男子長子道徳

襲祿次子則信綿也 信州久保愛撰并書

と、九行・二三一文字で、経歴などが刻まれている。

このことから、小島文平は、(一)幼名を豊平と言い、(二)明和六年（一七六九）に章親（父親）と死別して、(三)後継者として八王子千人（夫）隊となった。その後、(四)福島氏に甲州流の兵法を学び、吉川氏には分間計丈の法を学び、いづれも上達した。(五)天明七年（一七八七）には千人隊の隊長となり、日光防火使に当った。さらに、(六)寛政三年（一七九一）には指示を受けて千人隊の居住地の地図を作成し、寛政四年（一七九二）にはそれを上納している。(七)寛政十二年（一八〇〇年）に千人頭原半右衛門組が蝦夷勤番の任に当ると、文平は江戸に住んで任務に当った。(八)これより先、郷土俸祿が見直された時、基準と異なっている者があり、多くの人々が困ったので、文化九年（一八二二）に小島文平はこれを調べて正し、およそ六年後にそれを元通りに戻した。(九)文政元年（一八一八年）六月十二日に、五八歳で他界し、千普桂庵に葬られた。(十)二人の息子がいて、長男の道徳が文平の後継者となり、次男は信綿と言う。

一方、塔身の右側面には、

芥 智蔵足満居士

と彫られており、上段の基礎には

君諱久芳通呼宗十

郎温之弟也属君

而役于蝦夷享和年

酉正月五日卒于蝦

夷葬于阿津麻家有

前髪即埋此下

と刻まれている。

小島文平の親族の墓碑

小島文平温之の墓碑が立っている約四一平方メートルの墓地内にある十五の墓碑のうち、左列の五基はいずれも時代が古い。次に、それらを紹介する。

(一) 章親の墓碑

正面には、

自性院天真常映居士

慈眼院圓通妙海大姉

と彫られ、また左側面には、

明和六己丑十一月廿七日卒源章親

安永乙未五月廿四日卒章親妻

孝子小島文平温之建

と彫られている。このことから、この墓碑は小島文平の両親のもので、父親の章源は明和六年（一七六九）に、文平が九歳の時に他界している。また母親は文平が十五歳の時に他界している。

(二) 要藏顯信の墓碑

正面には

明和六己丑年

沃乘院一〇〇〇居士

と彫られ、また左側面には、

属日光防人使没于官舎

墓在静光寺俗名小島要藏

源顯信 小島文平建

と彫られている。小島文平建とあるので、小島文平が建てたのであろうが、父親の章親と同年の明和六年（一七六九）に他界したこの人物の詳細はわからない。任務地の日光で他界しているところから、章親の兄弟であろうか。

一方、墓碑の右側面には、

享渡男 享保八癸卯

貞葉童子 七月

元文三戊午

知香童子 十月廿日

寛保元辛酉

奉照童子 三月廿一日 幻夢童子 四月廿六日

と、六人の子供達の名前が刻まれている。これらの六人のうち上段の三人は章親の兄弟で、下位の三人は文平の兄弟であろう。

(三) 享渡之妻の墓碑

正面には

明和四丁亥年

妙華院一乗智蓮大姉

十一月廿九日

左側面には、

享渡之妻 中村氏女

孝子 小島佐平治源章親建

と彫られている。

(四)小島勘兵衛(享渡)の墓碑

正面には

明和七庚寅天

蟠松院獨秀臣鱗居士

十二月廿八日

左側正面には、

俗名小島勘兵衛源享渡

小島文平母

中村氏女建

と彫られている。

(五)道徳の墓碑

正面には

松巖院仙沙羽義休居士

宝相院真如常照大姉 墓

右側正面には、

松天保元庚寅歲十二月念六日

宝弘化三丙午天九月二十九日

小島家歴代の墓誌

小島一家の墓所の左奥には、小島家歴代の墓所があり、ほぼ中央に花崗岩の自然石で作られた高さ約三〇センチの台石の上に、「隆国院殿小島源宗大居士」と刻まれた粘板岩製の幅六八センチ、高さ一二四センチの石碑が立っている。そして、その右側には歴代墓誌があり、それには隆国院殿小島源宗大居士(應保二年八月十日・源大廣末)から昭和三年に他界した童女までの六三人が載っているが、小島文平温之や章親などと言った名前は載っていない。『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』には、文平温之の先祖として「善兵衛」の名前が出てくるが、歴代墓誌に載っている「善兵衛」は弘化五年(一八四八)に他界しているところから、これらは別人である。

『桑都日記』にみる小島文平

『桑都日記』は、八王子千人同心の一人であった塩野通齋(一七七五〜一八四一)が、天正十年(一五八二)から文政七年(一八二四)までの約二四〇年間にわたる、日本の歴史や八王子千人隊の状況を日記の体裁を使って著わした書物である。小島文平は千人隊の原半左衛門組に属していたので、桑都日記から文平を探ってみることにする。

(一)明和六年六月二一日

この日に千人頭原勝八の部伍の改定があり、十人の組頭と、それぞれの組頭に属する九人の氏名と居住地が載って

いる。そして、九番目の小嶋左平次の項には
小嶋左平次に属する者。小嶋氏の住居は野口村。

矢野伴藏

寺田村に住居

志村彦右衛門

滝山村に住居

守屋久次郎

大幡村に住居

菱山源四郎

上恩方村に住居

小嶋幸右衛門

野口村に住居

馬場喜代八

若柳村に住居

山下助八

住居知らず

小嶋文平

野口村に住居

大久保三左衛門

小嶋氏に住居す。

之を持添抱と称す。

と記載されている。この年、文平の年齢は数えで九歳である。佐平次は文平の父親であるが、前述の墓碑によると、この年に他界しているの、わずか九歳で組頭を世襲したことになる。

(二)寛政四年二月

この月に千人隊の改正があり、什長で毎月の給米が二十苞に充たない者に対しては、証文で足高を賜わることになった。該当する組頭は八六名で、小嶋文平の名前は二三番目に見える。

八王子千人頭

原半左衛門組同心頭

一 御足高五俵

小嶋文平

元高式拾五俵壹人扶持

都合三拾俵壹人扶持之高に成

右の記事から、数え年で三二歳になった寛政四年（一七九二）より、三十俵の禄高になったことがわかる。さらに、千人隊の各組の名称変更や、組内を小隊に細区分されたことが記載され、七番目には

七の側 什長小嶋文平を以て七の側となすと記載されている。

また、この時には各地に点在して居住している隊士を、居住地を単位として部を設けることにし、地図・明細書などを完成させている。墓碑によると、文平は寛政三年に地図作成の任を受け、同四年に上納しているの、この仕事にたずさわっていたことであろう。

(三)寛政九年六月廿一日

千人隊什長小嶋文平は里民と村中の事を争論す。獄に速かれ、根岸肥前守、訟を聴く。連年決せず。

肥前守、官は大司農に属す。文平は癸隊に属し野口村に住居す。村は千人町の東北の間五里に在り。

右の記事によって、三七歳の文平が野口村の村民と争いを起し獄に繋がれた事がわかるが、どのような事件なのかは不明である。この事件から三年後の寛政十二年（一八〇〇）正月十四日に、原半左衛門胤敦は蝦夷行役の命令を

受ける。組頭以下百人が蝦夷に赴くが、名簿の中には什長である文平の名前が載っていない。ところが、文平の墓碑の右側面に彫られている弟・宗十郎の名前が載っている。この事は、事件を起こした文平の刑期が未だ終わっていなかったため、代理として宗十郎が蝦夷へ向ったことを示している。そして宗十郎は任地で若い命を落した。

(四)寛政十二年四月十八日

石坂彦三郎、志村又左衛門は蝦夷地御用江戸掛の命を受く。同じく命を受けて事に従う者六人は森田宇右衛門、川村勝五郎、山本良助、風祭三左衛門、松本六郎、小嶋文平を曰ふ。宇右衛門は辛隊の什長、勝五郎は癸隊の什長、良助は庚隊の什長、三左衛門は丙隊の什長、六郎は戊隊の什長。文平は癸隊の什長に比す。是命は原半左衛門に属して蝦夷の役に従ふ者の為に進退復讐の事を管し、或ひは靈巖嶋の官舎に出でて謀議に与かる。歳終、各々蝦夷産の塩鮭、塩鯿等四五十尾を賜はる。

少々長い引用であるが、右の記事は小嶋文平が坂上彦三郎をはじめとした七人と共に、蝦夷地江戸掛となり霊岸島に住むようになった事を述べている。

(五)文化元年三月五日

この年から組頭の原半左衛門が蝦夷地勤番に専念する事になったため、原組の同心(百人)は指示によって他の九

隊に分割されることになり、小嶋文平は他の八人と共に戊隊(志村又左衛門組)に属することになった。この時、文平は組頭勤向役であった。その後、文化六年(一八〇九)十二月十八日に原半左衛門が八王子に戻ったため、分割されていた原組も元通りになった。

(六)文化二年十二月十九日

松前奉行羽太安藝守、命を伝え、石坂彦三郎、志村又左衛門及び従者六人は蝦夷地御用江戸掛を免ぜられる。賞賜各々差あり。石坂、志村二氏は共に白銀七錠、森田宇右衛門、山本良助、松本六郎、小嶋文平の四人は各々金五百匹、江添唯八は金一両、塩埜所左衛門は三百匹これを賜はる。

との記事があり、寛政十二年(一八〇〇)四月十八日に任命された蝦夷地江戸掛の仕事は、五年八ヶ月で終わった。

(七)文化九年四月

小嶋文平、戸谷半十郎、番場鍋五郎の三人は、宝暦九年(一七五九)から八王子千人隊の月俸を取扱っている布屋権三郎などが不正を行なっていると、「扶持方一件」の訴えを起こした。訴えをおこされた者の中には十八人の郷士も含まれており、文化十一年九月には二人の郷士がさらに加わった。文化十四年(一八一七)四月に、勘定奉行・榊原主計頭によって裁決が行われた結果、名前があがっている者二六名、その他数名が不正の罪に問われている。

(八)文政四年七月十九日

千人隊の小嶋文平、村民と争訟す。

文平は癸隊に属して野口村に住居す。文平の父は文平と曰ふ。父歿するの後、其名を襲ぐ。嘗て村民と争訟し、受訟の状、疎忽なるに坐し、押籠五十日を命ぜらる。

文平温之は文政元年(一八一八)六月に他界しているが、桑都日記には記載されていない。右の文章は、息子の道德が後を継いでから三年後の記事である。

以上が、『桑都日記』に載っている小嶋文平の記事である。『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』によると、訳書は「亥九月」(一八〇三年九月)に提出されていることから、文平が四三歳の時、蝦夷地御用江戸掛として霊岸島の官舎に住んでいる時に書かれたものであることがわかる。まとめに代えて

今回は、東村山市の正福寺にある小嶋文平温之の墓碑、および塩野適齋著『桑都日記』をもとに『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』を執筆した小嶋文平の紹介を行なった。しかしながら、文平が報告するより二五〇年も前の玉川上水の開削をどのようにして知っていたかについて、明らかにすることはできなかった。今後の課題としたい。

なお、嘉永甲寅年(一八二一)季秋に書かれた「千人同心姓名在所図表」には、小嶋文平・道德・信綿と言った小

嶋氏の後継者の名前は出て来ず、さらに野口村に住居する千人同心は一人もいないことになっている。

なお、翻刻資料は都立中央図書館特別文庫室の『東京誌料』によるものである。

参考文献

中沢統校訂『玉川上水起元并野火留分水口之訳書』(『武蔵野』五七巻一号、三〇二九ページ。一九七八年)

片山迪夫「伝来が異なる三つの同一資料と筆者小嶋文平の素姓について」(『武蔵野』五七巻一号、三〇〇四ページ。一九七八年)

野口正久「玉川上水起元」の筆者小嶋文平一族の素描―八王子千人同心資料による―(『武蔵野』五七巻二号、一五〇二―一五〇七ページ。一九七九年)

塩野適齋著・山本正夫訳・鈴木竜二編『桑都日記』(鈴木竜二記念刊行会、一九七三)一〇七〇ページ。

(すみだ・きよみ 都立小平南高校教諭 青梅市在住)
(やました・てつや 法政大学大学院 青梅市在住)

玉川上水元羽村より水上之方

一羽村より青梅村迄式里程 青梅村より小丹波村迄三里余

一水川村迄三里余 小丹波村より水川村迄式里程

但此水川村迄ハ馬通ひ相成、夫より川上之方半計通ひ候事

一水川村より河内村迄三里余

此間、日原村大日堂有、同村内ニ倉沢権現社有、原村温泉有、打身切疵頭痛ヲ治すといふ

一河内村より留浦村迄三里半

此留浦村迄武州也、夫より先、甲州也

一留浦村より甲州丹波山村迄三里 夫より甲州一ノ瀬村迄三里

合而

羽村より一ノ瀬村迄凡拾八里程有之

一御泊り并御昼休所ニ可相成所者、絵図面江△

如此印付置候事、

但河内村より原村、是ハ両村申合助合候事

一水川一ノ瀬村花園所 助合ト事

一水川一ノ瀬村花園所 助合ト事

一 繪圖面之内朱引者郡境、飛墨者渡船場ニ有之候事

百一ノ事

玉川羽村より水下モ之方

一 羽村より玉川羽村江武里、
一 羽村より玉川羽村江武里

此間通り筋、田中村者玉川附ニ地所無之。作目村者

往古拝嶋村之渡船場向山根通りニ有之候処、古來

川欠ニ相成、一村亡所仕人家取寄村々諸所江散乱

當時、無民家ニ而、田中村人別之者殘地所、支配年貢等

相納取扱候事

● 拝嶋村渡船者川北、
● 拝嶋村川南者、作目村旧地跡

前後道筋者、八王子より日光江御火消番千人同心

通行道ニ有之候

● 拝嶋村より柴崎村迄之間、築地村作場、渡船有之

此所も文政年中玉川満水ニ而川欠、一村亡所ニ相成

其節より中神村北ニ而右築地村新田高入之地江

引移住居致シ候、渡船ニ付水□者同村より罷出

相勤、此所前後通路者往還道ニ無之、武蔵野附

村々より八王子宿市杯江參り候者、通行等有之

● 玉川羽村より水下モ之方

● 玉川羽村より水下モ之方

● 玉川羽村より水下モ之方

● 玉川羽村より水下モ之方

● 玉川羽村より水下モ之方

一体村方作場渡ニ候事

一 柴崎村より府中村江武里

但谷保村江壹里也柴崎村より日野宿之間者、玉川

渡船

但 老人二付
實錢拾三ツ、

附

此道者甲州道中筋ニ候也、前後宿者府中・八王子ニ候

事

一府中宿より国領宿江武里

此府中宿より未申之方江行道者分配村江懸り

関戸村江通ひ候、古来之鎌倉海道と欵申候由

及承候。此両村之間、玉川作場渡船有之、右川之

北者中河原村、南側一ノ宮村也、右分配村之西北ニ而、

本宿村之内小野宮といふ所有、此所ニ往古ハ

小野之社有之候由、土地之者申伝候 尤同村

右鎮守之社地内ニ槻之木之枯たる根之方

残り有之、凡此廻り拾間程有之 尤土際ニ而候へ者

全ク根之張開キ候ニ而可有之候、又、府中よりは是政江

半里程、府中より南東之方江行道、同宿字矢崎と

所分所場渡船は政村江出ル、此所作場渡船
 有之、川向大丸村江上ル也、此大丸村西之方ハ玉川附
 通路無之川附ニ山有之、西之方壹里程を隔て
 蓮光寺村迄、右山続キ、此山之南裾通り字瓦
 ケ谷といふ、此山間之道ヲ西江行、壹里程ニして
 蓮光寺村ニ至る、夫より関戸・一ノ宮・百草村
 此百草村ニ松連寺といふ黄檗宗之寺有、此境内
 高キ事数拾丈、眺望七ヶ国ヲ見るといふ
 夫より、下落川・上落川・新井・石田・日野宿、蓮光
 寺より、日野宿迄道法壹里半ニハ近シ、日野宿より
 八王子江道法貳里ニ者近シ、右日野宿より玉川筋
 西江壹里程ニして栗ノ須村、其西之方平村
 但シ、至而小村高四拾石程、民家拾軒計リ
 此村より西江玉川縁通り通行道無之、同所より未之方江
 当り、山越ニ而細道ヲ登りゆけば、八王子より拜島江之
 道筋ニ而、卯津木村左之村□□村江出ル也、夫より
 西之方江入、境山と惣名をいへる所者、八日市横山と
 云也、夫より西ハ丹木村と云、右卯津木村より西者

所分所場渡船は政村江出ル、此所作場渡船
 有之、川向大丸村江上ル也、此大丸村西之方ハ玉川附
 通路無之川附ニ山有之、西之方壹里程を隔て
 蓮光寺村迄、右山続キ、此山之南裾通り字瓦
 ケ谷といふ、此山間之道ヲ西江行、壹里程ニして
 蓮光寺村ニ至る、夫より関戸・一ノ宮・百草村
 此百草村ニ松連寺といふ黄檗宗之寺有、此境内
 高キ事数拾丈、眺望七ヶ国ヲ見るといふ

史人方所下落川・新井・石田・日野宿、蓮光
 寺より、日野宿迄道法壹里半ニハ近シ、日野宿より
 八王子江道法貳里ニ者近シ、右日野宿より玉川筋
 西江壹里程ニして栗ノ須村、其西之方平村
 但シ、至而小村高四拾石程、民家拾軒計リ

此村より西江玉川縁通り通行道無之、同所より未之方江
 当り、山越ニ而細道ヲ登りゆけば、八王子より拜島江之
 道筋ニ而、卯津木村左之村□□村江出ル也、夫より
 西之方江入、境山と惣名をいへる所者、八日市横山と
 云也、夫より西ハ丹木村と云、右卯津木村より西者

何れ茂、玉川之南に山そば立て卯津木村より丹木村迄ヲサス

川附ニ地所無之、山ノ南通り、谷間ニ村々有之也

右丹木村より山越シニ北江登り越へる所、古城之跡有、当時、金毘羅ヲ祭る小宮有、此地昔元龜

天正年中之頃ニヤ、北条氏輝之古城之跡と云ル、尤北条之前者、大石源右衛門之居城と云

此地、高月村之持地也

但、字滝山通り

但、右平村より廻り道ニ而滝山通り丹木高月と廻り而ハ、道法リ壹里半余ニハ遠シ、式里茂可有之

● 高月村より西北之方ニハ、秋川を渡り、小川村此所を南者、秋川東北者、玉川ニ添て両川之落合者此村之東之方也

● 右村より西北江登る事、道法凡拾町程ニして二ノ宮村、此村之北之方ニ平井川と云ル有、此川之北縁者下草花、此村東西江山有、此山之南北

民家有、西者上草花村、此村之北之方者玉川也

● 右村より西に登る事、道法九江町程ニして二ノ宮村、此村之北之方ニ平井川と云ル有、此川之北縁者下草花、此村東西江山有、此山之南北

民家有、西者上草花村、此村之北之方者玉川也

● 右村より西に登る事、道法九江町程ニして二ノ宮村、此村之北之方ニ平井川と云ル有、此川之北縁者下草花、此村東西江山有、此山之南北

民家有、西者上草花村、此村之北之方者玉川也

● 右村より西に登る事、道法九江町程ニして二ノ宮村、此村之北之方ニ平井川と云ル有、此川之北縁者下草花、此村東西江山有、此山之南北

民家有、西者上草花村、此村之北之方者玉川也

● 右村より西に登る事、道法九江町程ニして二ノ宮村、此村之北之方ニ平井川と云ル有、此川之北縁者下草花、此村東西江山有、此山之南北

玉川也

右草花村より北江出テ、玉川渡船福生村

支配、此往還東者武藏野村々より五日市村

市場江通行之人等船渡

右、福生村与熊川村之間ニモ字牛浜と

云る渡船有、是も前同断之通行人多く、

渡船致候、是者熊川村進退之由

右是迄羽村より府中宿之間之事を記ス

甲州道中

一府中宿より上石原宿

石原宿より下染屋村之東之原に

字石葉師と云所有、此所より南江入、玉川端江

出ル、押立村と云、此所ニ渡船有。作場渡シニ而川之

南も押立村、民家有之、此所ニ中古、孝行なる

百姓有之長五郎といふ、右寄特ニ付

公儀より、田地反別被下置、今ニ伝へて所持致と

云こし、押立村より西之方川を隔て、長沼村と

云、夫より其村々西南ニハ大丸村也、是者前之

府中よりは是政之渡船ヲ越して、着たる大丸也

右草花村より北江出テ、玉川渡船福生村

石原宿より船渡して大丸迄三ノ里程有之
押立村者其中程と覺ゆ

右、押立村者川附ニ民家有之、其東者、上下
石原、上下布田・国領等、地所者玉川迄出居
候得共民家者北之方江余程相隔、玉川附ハ
田方ニ有之候、又、和泉村者玉川ニ少しハ
近き、民家ニ候得共押立村より直ニ可行道
無之、甲州道中江出、国領宿字ナベヤ横丁とか
云所より南江入、矢ヶ崎村夫より和泉村也。此村ハ
田地者川附ニ候得共民家者拾町程も
川ヲ離れ居候由、此所より登り戸村江渡船
尤、船者登り戸村支配之由也、夫より東江之
往来者川附ニ有之間敷哉ニ候得共北見村江
懸ケ、夫より宇奈根村・同村より玉川作場
渡シニ而、南縁堰村江越る也、此村之西者
宿河原村東者久地村也、扱右宇奈根村より
東江行ケハ、玉川附大蔵村同川端、鎌田村
夫より瀬田村、此瀬田村より玉川渡船場、夫より

三ツ子村渡江、夫より溝口村江出、此所より

相州大山道と云

右、瀬田村より江戸江行道筋、瀬田ヶ谷通り

渋谷江出ル也

一右、上石原宿より国領宿迄道法、国領宿より

南江入六郷道瀬田村迄、式里半も可有之由、夫より

野毛村・等々力村、此等々力之東隣村ニ而

奥沢村と云有、此境ニ九品仏有之、夫より東江

小山・沼辺・峰・鶴木・玉川端ニ出ル、此所

渡船下、沼辺村より川向、上丸子之渡と云

此丸子村之西、小杉村、其西者宮内村と云

此両村之間、御殿跡と云所有

右、鶴之木村より東江行、下丸子村夫より

矢口村、此所ニ新田義貞之霊を祭る社

有

右、瀬田より矢口江凡道法式里程、矢口より東

今泉村より平間村江作場渡船、夫より

古市場村・原村、此所より玉川作場渡ニ而

二タ子村ニ渡ル、夫より溝口村江出、此所より
相州大山道と云

●右、瀬田村より江戸江行道筋、瀬田ヶ谷通り
渋谷江出ル也

一右、上石原宿より国領宿迄道法、国領宿より

南江入六郷道瀬田村迄、式里半も可有之由、夫より

野毛村・等々力村、此等々力之東隣村ニ而

奥沢村と云有、此境ニ九品仏有之、夫より東江

小山・沼辺・峰・鶴木・玉川端ニ出ル、此所

渡船下、沼辺村より川向、上丸子之渡と云

此丸子村之西、小杉村、其西者宮内村と云

此両村之間、御殿跡と云所有

●右、鶴之木村より東江行、下丸子村夫より

矢口村、此所ニ新田義貞之霊を祭る社

有

●右、瀬田より矢口江凡道法式里程、矢口より東

今泉村より平間村江作場渡船、夫より

古市場村・原村、此所より玉川作場渡ニ而

川南小向村江渡る古市場より原道塚
 古川より畑夫より八幡塚、此所則、六郷之
 渡船場也、矢口より八幡塚迄、道法凡壹里
 八幡塚より獵師町迄、道法凡壹里程
 間ニ上萩中と云村有

右、是迄ニ而玉川北縁通り終り

東海道

一川崎宿世々大舟の多村宿若新田迄
 半里余、小壹里も可有之、川崎宿より南河原

小向平間

但川崎より
 平間迄 凡壹里位

一平間より上丸子江半里も
 可有之 上丸子より二タ子江一里半も
 可有之

此間、小杉・宮内・北見方・諏訪河原

右、宮内村地内ニ御殿跡と云所有

二タ子村より少し計り南西ニ当り、溝ノ口村也

此村より西江久地村・堰村ヲ越て、宿河原村也

登戸村迄、凡小半里

但、村之中央付まで

川南・小向村江渡る也。古市場より原道塚

古川・畑夫より八幡塚、此所則、六郷之

渡船場也、矢口より八幡塚迄、道法凡壹里

八幡塚より獵師町迄、道法凡壹里程

間ニ上萩中と云村有

右、是迄ニ而玉川北縁通り終り

東海道

一川崎宿、此所より大師河原村、稲荷新田迄

半里余、小壹里も可有之、川崎宿より南河原

小向平間

但川崎より
 平間迄 凡壹里位

平間より上丸子江半里も
 可有之 上丸子より二タ子江一里半も
 可有之

此間、小杉・宮内・北見方・諏訪河原

右、宮内村地内ニ御殿跡と云所有

二タ子村より少し計り南西ニ当り、溝ノ口村也

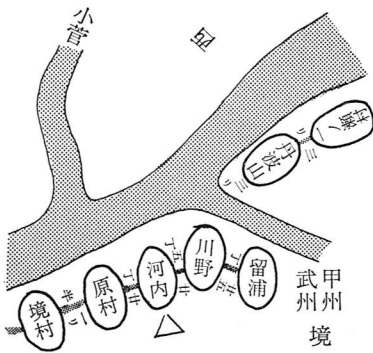
此村より西江久地村・堰村ヲ越て、宿河原村也

登戸村迄、凡小半里

但、村之中央付まで

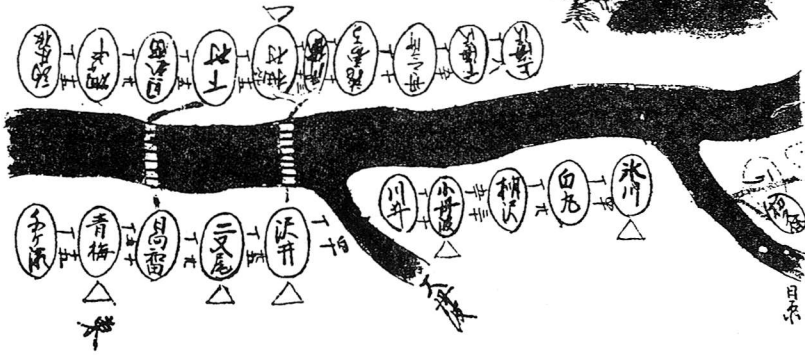


登戸村より菅村迄九小菅里
 此間ニ中ノ嶋村有
 菅村より矢ノ口・長沼・大丸
 一菅村より大丸村江道法九小菅里半程可有之由
 前書ニ認候通
 一 大丸より蓮光寺江菅里蓮光寺より日野宿江一里
 日野宿より粟ノ須村江七八丁計り
 一 平村より道筋者無之候得共、山根・玉川筋見通
 凡道法菅里程可有之由

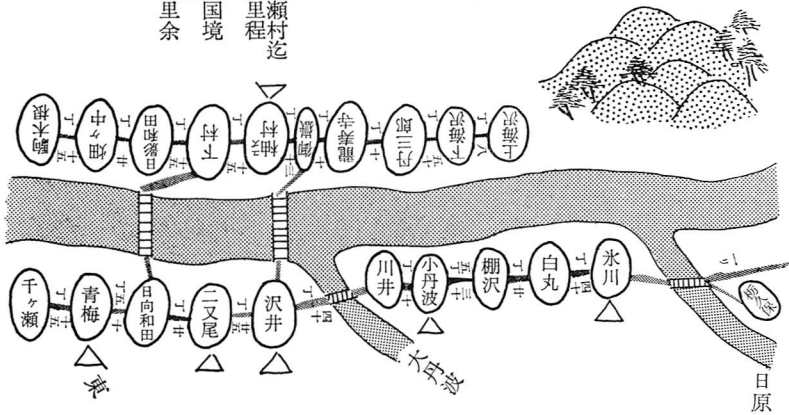


登戸村より菅村迄、凡小菅里
 此間ニ中ノ嶋村有
 菅村より矢ノ口・長沼・大丸
 一 菅村より大丸村江道法凡菅里半程可有之由
 前書ニ認候通
 一 大丸より蓮光寺江菅里、蓮光寺より日野宿江一里
 日野宿より粟ノ須村江七八丁計り
 一 平村より道筋者無之候得共、山根・玉川筋見通
 凡道法菅里程可有之由

羽村
 甲州一ノ瀬村迄
 凡拾八里程
 留浦村迄
 凡拾貳里余



羽村より
 甲州一ノ瀬村迄
 凡拾八里程
 留浦村迄
 凡拾貳里余



羽村より
羽田迄
九拾四里程

羽田

羽田



羽村より
羽田迄
凡拾四里程

羽田

羽田

